

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第四章 会 議

第10条 会議は、総会・臨時総会・常任理事会・理事会および各委員会とする。

第11条 総会は、年1回開催することを原則とする。
毎年8月第2土曜日に総会を開催する。(第1回総会申し合わせ事項)

第12条 総会内容は以下のとおりとする。

- (1) 予算・決算の承認
- (2) 会則の制定および改正
- (3) 会長・副会長の承認
- (4) 本会の発展のため、理事会が特に重要と認める事項
- (5) 各委員会の活動報告

第13条 会長は必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

第14条 常任理事会は、必要に応じて開催する。

第15条 常任理事会の構成は、会長・副会長・常任理事をもって構成する。

第16条 理事会・各委員会は毎月第2土曜日に開催する。

第17条 (1) 理事会の構成は、会長・副会長・常任理事・理事をもって構成する。
(2) 会員は、理事会及び各委員会に自由に参加できるものとする。

第18条 理事会の内容は次のとおりとする。

- (1) 第3条に掲げた事業に対する具体的な施策
- (2) 上記施策にかかる予算案の作成
- (3) 急を要する場合の総会代行。ただし、この場合は議決の経過ならびに結果を次の総会に報告しなければならない。

第19条 委員会は、会長が必要と認めるときは、会長の意志で自由に設置することができる。

各委員会は、常任理事をリーダーとし以下の内容にて活動する。

- | | |
|--------------|--------|
| ①総会・懇親会実行委員会 | ⑤学校行事A |
| ②各期同窓会 | ⑥学校行事B |
| ③広報・記録 | ⑦文化部応援 |
| ④総務・会計 | ⑧体育部応援 |

第20条 決議の要件

- (1) 総会は出席者の過半数で決し、理事会は出席理事の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決すところによる。ただし、会則の制定および改正は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- (2) 総会の議長は、総会において選出する。
- (3) 理事会の議長は理事会において選出する。

第21条 議事録

- (1) 理事会の議事については議事録を作成するものとする。
- (2) 議事録については、会員は自由に閲覧できるものとする。

第五章 会 計

第22条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第23条 会員は、会費として入会の際5,000円を納めるものとする。

第六章 附 則

第24条 この会則は、昭和49年3月1日より施行する。

この会則は、昭和59年8月11日より一部改正して施行する。

この会則は、平成2年8月11日より一部改正して施行する。

この会則は、平成9年8月9日より一部改正して施行する。

この会則は、平成12年8月12日より一部改正して施行する。

この会則は、平成13年10月20日より一部改正して施行する。

この会則は、平成17年8月13日より一部改正して施行する。

この会則は、平成18年8月12日より一部改正して施行する。

この会則は、平成24年8月11日より一部改正して施行する。

この会則は、平成25年8月10日より一部改正して施行する。

この会則は、平成28年8月13日より一部改正して施行する。